

再服役手當請求書

一金何圓也

但シ第何年(徴兵ヨリ志願)自何年何月何日

(兵籍ニ入ル)至何年何月何日

何ケ年間再服役手當金

右請求仕候也

官職氏名

何艦何團主計長氏名殿

此の通りの請求書を出せばよい、然し再役年期一年以内の者には手當金は給せられない。

斯の如く海軍兵には、それ〴〵の場合に於て手當金が支給される事になつてゐるから

經濟を重んじ、怠慢に流れざる以上は決して金に不自由をしないと云ふやうな事はないのである。

兵卒恩給

海軍では定限の年令の達する迄、現役を勤め終れば、兵卒でも恩給が貰へる事になつて居る、然して恩給が付く迄の期間と云つたら十一年間以上と定まつて居る、けれども定限の年齢に達した人でなくても、服役が満期になるか或は傷疾を受けるとか、又は病氣に罹つて今後服役に堪へないと云ふ場合に至つたら、其の年數に應じて恩給を貰ふ事が出来る、と云つて、一年や二年勤めて居て病氣になつたら、服役が出来ないと云つて、一年や二年分と云ふ譯には行かない、それには現役が例令十一年以上にならなくても、從軍して居たとか或は航海したとか、又は警備などをした加算の年數が有るとか云ふ事で現役が六七年ぐらゐで恩給が付く者も少くない、されば此處に其

の表を記して置こう。

免除恩給表

年	官等				卒				
	二	三	四	官	海軍一等卒	陸軍上等兵二等卒	陸軍一等兵三等卒	陸軍二等兵四等卒	海軍五等卒
十一年	九十圓	八十圓	七十圓	六十圓	五十圓	五十圓	四十圓	四十圓	四十圓
十二年	九十圓	八十圓	七十圓	六十圓	五十圓	五十圓	四十圓	四十圓	四十圓
十三年	九十五圓	八十五圓	七十五圓	六十四圓	五十九圓	五十四圓	四十九圓	四十四圓	四十四圓
十四年	九十八圓	八十八圓	七十八圓	六十六圓	六十一圓	五十六圓	五十一圓	四十六圓	四十六圓
十五年	百圓	九十圓	八十圓	六十八圓	六十三圓	五十八圓	五十三圓	四十八圓	四十八圓
十六年	百三圓	九十三圓	八十三圓	七十圓	六十五圓	六十圓	五十五圓	五十圓	五十圓

以上は二十年迄になつて居るが、まだ先き五十年迄あるのであるが、徒らに紙面を閉塞せんより此處で止めて置く、然して以上二十年から先きになると、大凡下士は年に参圓、卒は年に貳圓位の割合で毎年加はつて行くのであります。

賑恤金

十七年	百五圓	九十五圓	八十五圓	七十二圓	六十七圓	六十二圓	五十七圓	五十二圓
十八年	百八圓	九十八圓	八十八圓	七十四圓	六十九圓	六十四圓	五十九圓	五十四圓
十九年	百十圓	百圓	九十圓	七十六圓	七十一圓	六十六圓	六十一圓	五十六圓
二十年	百十三圓	百三圓	九十三圓	七十八圓	七十三圓	六十八圓	六十三圓	五十八圓

賑恤金と云ふのは、戦闘の爲めに傷痍を受け以後服役に堪へなくなつて現役を離れた場合とか、又は公務の爲めに病氣が起つて職務に堪へられないと云ふ場合に一時金

乙										號	
第 五 款		第 二 款		第 三 款		第 二 款		第 一 款		第 五 款	
乙 症	甲 症	乙 症	甲 症	乙 症	甲 症	乙 症	甲 症	乙 症	甲 症	乙 症	甲 症
二百二十七圓	五十四圓	八十一圓	百八圓	百三十五圓	百六十二圓	百八十九圓	二百十六圓	三百四十三圓	二百七十圓	三十九圓	七十八圓
二十四圓	四十八圓	七十二圓	九十六圓	百二十圓	百四十四圓	百六十八圓	百九十二圓	二百十六圓	二百四十圓	三十五圓	七十圓
二十一圓	四十二圓	六十三圓	八十四圓	百五圓	百二十六圓	百四十七圓	百六十八圓	百八十九圓	百八十圓	三十圓	六十圓
十八圓	三十六圓	五十四圓	七十二圓	百九圓	百八圓	百二十六圓	百四十四圓	百六十二圓	百七十圓	二十六圓	五十二圓
十七圓	三十四圓	五十一圓	六十八圓	百八圓	百九圓	百十九圓	百三十六圓	百五十三圓	百七十圓	二十四圓	四十八圓
十五圓	三十圓	四十五圓	六十圓	百九圓	百十圓	百十五圓	百二十二圓	百三十五圓	百五十圓	二十二圓	四十四圓
十四圓	二十八圓	四十二圓	五十六圓	百十圓	百十四圓	百十八圓	百二十二圓	百三十五圓	百四十圓	二十圓	四十圓
十二圓	二十四圓	三十六圓	四十八圓	百十圓	百十四圓	百十八圓	百二十二圓	百三十五圓	百四十圓	十八圓	三十六圓

給助金

甲								種 類	
第 四 款		第 三 款		第 二 款		第 一 款		別 症	
乙 症	甲 症	乙 症	甲 症	乙 症	甲 症	乙 症	甲 症	二 等	三 等
百十七圓	百五十圓	百九十五圓	百七十五圓	百四十五圓	百八十圓	百三十三圓	百四十二圓	三百九十圓	三百五十圓
百五圓	百四十圓	百五十圓	百五十圓	百八十圓	百八十圓	百八十圓	百八十圓	三百五十圓	三百五十圓
九圓	百二十圓	百三十圓	百三十圓	百三十圓	百三十圓	百三十圓	百三十圓	三百五十圓	三百五十圓
十圓	百四圓	百四圓	百四圓	百四圓	百四圓	百四圓	百四圓	三百五十圓	三百五十圓
七十八圓	百七圓	百七圓	百七圓	百七圓	百七圓	百七圓	百七圓	三百五十圓	三百五十圓
七十二圓	百九十六圓	百九十六圓	百九十六圓	百九十六圓	百九十六圓	百九十六圓	百九十六圓	三百五十圓	三百五十圓
六十六圓	百八十八圓	百八十八圓	百八十八圓	百八十八圓	百八十八圓	百八十八圓	百八十八圓	三百五十圓	三百五十圓
六十圓	百八十八圓	百八十八圓	百八十八圓	百八十八圓	百八十八圓	百八十八圓	百八十八圓	三百五十圓	三百五十圓
五十四圓	百九十九圓	百九十九圓	百九十九圓	百九十九圓	百九十九圓	百九十九圓	百九十九圓	三百五十圓	三百五十圓

賑恤金表

海軍 陸軍 海軍 陸軍 海軍 陸軍 海軍 陸軍

として下賜せられる事になつて居る、されば此處に其表を示し、諸君に紹介しやう。

これは下士以下の者が現役中戦闘中敵弾に當つて死んだとか、或は病氣で死んだとか云ふ、即ち死んだ場合に其の家族の者が貰ふのであります、然し又一方この給助金と云ふのは現役四年以上勤めたけれど、まだ定規の十一年に達せないと云ふ人が貰ふ事もあります、されば、その表を此處に示して置く。

給助金表

下士	
官等	判任二等
判任三等	判任四等
金額	九十圓
	八十圓
	七十圓

寡婦及孤兒扶助料

これは夫が海軍軍人になつて居て、夫が敵弾に殪れたとか或は公務の爲めに病氣に

罹つて死んだとか、又は流行病に罹つて死んだとか云ふ場合は當つて下賜される金である。

然し孤兒扶助料と云ふのは前に云つたのと同じやうな事で父は死んでしまつた、母も既に死んでしまつた、家には哀れなる孤兒が居ると云ふ時に孤兒に對して扶助料を下賜せられるのである。

其處でこの扶助料を受くべき権利のない人がある、それは左の條目に當る人が貰ふ事の出来ない人である。

- 一、重罪の刑に處せられたるとき。
- 二、日本臣民たるの分限を失つた人。
- 三、扶助料を受くべき権利を生じたる日より三ヶ年内に請求しない時。
- 四、受くべき寡婦も孤兒もない人。
- 五、夫の死亡後、戸籍を引いて寡婦は他に婚嫁したるとき。

この五ヶ條は皆扶助料を貰ふべき権利のない人である、然して今までは寡婦が夫の死亡後この扶助料を貰つて居たが、公權を停止せられてしまつたと云ふ時には、その寡婦は之を貰はれない、其の時に至つては其の次に居る孤兒が寡婦公權の停止中だけ貰ふのである、そうして居る内に寡婦が又公權停止を許されたら、すぐに又寡婦の手によつて請求するのであります、處で孤兒扶助料を貰ふに當つて其の家に子供が何人もある場合は、其の扶助料を貰ふのは第一番の長子が貰ふのであります、それで長子が死んだら第二番の子供に下賜される、第二番が死んだら第三番に、と云ふ具合に順次年少の者に移つて行くのです。

それでは扶助料を受くる處の寡婦も居なければ子供も居ないと云ふ場合には父母に給せられます、然して其の父母も居ないと云ふ場合には祖父母に給せられるのです、然らば其の扶助料を受くる所の寡婦も居なければ、孤兒も居ない、又父母も居なければ祖父母も居ないと云ふ場合に至つては全く其扶助料を貰ふ事は出来ないか、と、云

へば決してそうでない、今度は未だ其の軍人の家の籍に居る兄弟姉妹が貰へるのです、然しそれは例へて云ふたら其の姉に當る人が不具者であつて未だ嫁入もしないで宅に居るとか、或は廢疾者であるとか、又は産業を營む事が出来ないとか云ふ場合に下賜されるのです、けれども夫れは一時限りです、其處で今迄、寡婦とか孤兒とか云つたのは凡て法律に定められた者を云つたので、寡婦と云ふのは今迄、夫が生中に入籍して居て、戸籍上妻となつて居た人、孤兒と云ふのは満二十一才以下の人を云つたものです、然し例へ二十歳未満の人でも既に結婚して居る人であつたら孤兒とは云ひませ

されば其の扶助料とは何れ位の金額か貰へる者か今此處に表を示して紹介する。

種類	官等		海軍	卒				
	下	上		陸軍	陸軍	陸軍	海軍	海軍
二等	判	任	一等卒	上等兵	一等卒	二等卒	海軍	海軍
三等	官	官	二等卒	海軍	海軍	海軍	海軍	海軍
四等			三等卒	海軍	海軍	海軍	海軍	海軍
			四等卒	海軍	海軍	海軍	海軍	海軍
			五等卒	海軍	海軍	海軍	海軍	海軍

甲	號九	十圓	八十圓	七十圓	六十圓	五十五圓	五十圓	四十五圓	四十圓
乙	號六	十圓	五十四圓	四十八圓	四十二圓	三十八圓	三十四圓	三十圓	廿六圓
丙	號三	十圓	二十七圓	二十四圓	二十一圓	十九圓	十七圓	十五圓	十三圓

恩給を受領する手續

免除恩給を請求せんとする人は、本人たる即ち海軍軍人が現役を離れた後に此の通りの請求書を出せばよい。

恩給請求書

何年何月何日何兵入團(何々被申付)何年何月何日何官ニ任セラレ爾來何ヶ年服務何年何月何日備(後備)服役満期(傷痍、疾病ノ故ヲ以テ免役)ニ相成候ニ

就テハ軍人恩給法第何條ニ據リ恩給下賜リ度證據書類相添へ請求仕候也

元何々何兵何々

何府(縣)市區(郡)町(村)番地華(族士)(平民)

右同 番地寄留

大正 年 月 日

官 氏 名

所管長官爵何某殿

之を出すのであるとして之と共に入團以後勤務上の履歴書を添へて出す、然して傷痍、疾病に罹るものなれば醫師の診断書をも添へて出されねばならぬそれから現認證書が入る、それも同時に出す、醫師の診断書は軍醫の者でなければ地方醫師のものでよい、しかし地方醫師のものであつたら二名の醫師が連署したものでなくてはならぬ其處でその履歴書と云ふのは斯う云ふ式に書くのだ。

〔第二十號様式〕〇

履歷明細書

何(府縣)何(市區郡)何(町村)何番地華土族平民

.....寄留

海軍 等兵曹 何 某

年月日生

明治何年何月何日 五等水兵ヲ命ス

何月何日 四等水兵ヲ命ス

同 何年何月何日 横濱發濠州諸島へ回航但橋立乗組

何月何日 三等水兵ヲ命ス

何月何日 竹敷歸着

同 何年何月何日 佐世保發清國南岸へ回航警備但浪速乗組

何月何日 長崎歸着

同 何年何月何日 露國ト開戦但横須賀海兵團定員

明治何年何月何日 ヨリ戦時増俸ヲ受ク

何月何日 朝日乗組ヲ被命但本艦戦役ニ從事中

何月何日 佐世保發玄海丸便乗何月何日戦地ニ於テ乗艦

何月何日 二等水兵ヲ命ス

同 何月何日 一等水兵ヲ命ス

何月何日 從軍年終期

同 何年何月何日 ヨリ三ヶ年再服役

同 何年何月何日 任海軍三等兵曹

何月何日 佐世保清國北部へ回航(警備)但高千穂乗組

何月何日 横濱着

同 何年何月何日 任海軍二等兵曹

同 何年何月何日 任海軍一等兵曹

何月何日 現役満期(服役満期)(年齢満限)

何月何日 豫備役(免役)

右之通相違無之候也

年月日 海軍一等兵曹 何之某印

注意

一、請求書ノ日附ハ現役ヲ離レタル翌日以後トスヘシ

一、履歴明細書ニハ乗退艦證書證狀善行章行狀入退院、歸省、懲罰、叙勳、増俸、戸籍異動ハ記入スルニ及ハス

一、寄留地ニ於テ下渡ヲ要スルモノハ書式ニ依リ寄留地ヲ記入シ且町村長ノ寄留地證明書ヲ添付スヘシ

一、書體ハ正確可憐ナルヲ要ス。

されば之から一々書式を作つて諸君の参考に示して置く。

前に述べて置いた賑恤金の請求書は斯う書けばよろしいのです、而して之れと同じく履歴と、診断書と、合せて三通づゝ、それに當時(傷病當時)の現認證書を添へて元所屬長を経て鎮守府へ提出すればよろしい。

賑恤金請求書

何年何月何日何地ニ於テ何々ノ爲メ傷痍又ハ(症病ニ罹リ)爾來加療ノ末服役ニ堪ヘザルヲ以テ何月何日免官(免役)相成候就テハ軍人恩給法第何條ニ依リ相當ノ賑恤金下賜被下度證據書相添ヘ此段請求仕候也

大正何年何月何日
所管長官爵何某殿

元何々何兵何々
何府(縣)市區(郡)町(村)番地
華(士)族(平民)右同何番地(寄留)
元 官 氏 名 印

次ぎは給助金を貰ふ資格のある人が、請求書を出す場合は斯う云ふ書式に書いて所管長官に宛て提出すればよい、但しこれに履歴書を添へ、何れも三通づゝ出すのである。然して本人が現役中に死亡した場合、其の遺族から出す請求書は又違ふ、其處で此處には其の二つを掲げて置くが後者の分が遺族から提出するのである。

扶助金請求書

何年何月何日何官ニ任セラレ爾來何ヶ年勤績何年何月何日現役ヲ離レ候ニ付
軍人恩給法第十六條ニ依リ給助金下賜履歴書相添へ請求仕候也

元何々何兵何々
何府(縣)市區(郡)町(村)番地華(士)族(平民)
右同 番地寄留
大正 年 月 日
所管長官爵何某殿
元官 氏 名 印

之れが本人死亡の時、遺族より提出する請求書の書式

給助金請求書

戸主某長男某兄弟等
官 氏 名

右何年何月何日死歿仕候ニ付軍入恩給法第十六條ニ據リ給助金下賜被下度履歴書相添此段請求仕候也

故官氏名長男(寡婦、父、兄弟等)

何府縣市區郡町村番士族平民

右同番地寄留又ハ同居

家督相續人(遺産相續人)

氏名印

大正何年何月何日

所管長官爵何某殿

これに本人の履歴書と兵籍の寫とを添へて何れも三通宛出すのであるが、死亡したる軍人が戸主であるとか、又は家督相續人であつた場合は其の跡を相續する人から舊

所管長を経て鎮守府へ差出すのである。

兵語

連	警	包	追	退	距	左	背	横	隊	面	翼	離	却	擊	圍	戒	絡						
絡	互ニ通シテ味方同志	戒	用心スルコト	掩	敵ヲ心ニ對シテ	敵ヲカコ	敵ヲヒウツコト	退却スル敵ヲ	却	退クコト	離	前後ノ	翼	隊ノ左端及ビ	之ニ近キ部分	面	隊ノ右面	隊	諸隊右左ニ	ナラフモノ			
敵	迂	逃	攻	間	先	側	縦	敵	護	迂	逃	攻	間	先	側	縦							
情	敵ノ様子	迂	回	襲	進	隔	頭	面	隊	先	後	間	前後左右ノ	先	後	頭	隊ノ先ノ端	面	隊ノ左側	又ハ右側	隊	前後ニ重	ナルモノ
搜	敵情又ハ地形	迂	回	襲	進	隔	頭	面	隊	先	後	間	前後左右ノ	先	後	頭	隊ノ先ノ端	面	隊ノ左側	又ハ右側	隊	前後ニ重	ナルモノ
		決	奇	防	前	後	右	正	決	奇	防	前	後	右	正								
		決	奇	防	前	後	右	正	決	奇	防	前	後	右	正								
		決	奇	防	前	後	右	正	決	奇	防	前	後	右	正								
		決	奇	防	前	後	右	正	決	奇	防	前	後	右	正								
		決	奇	防	前	後	右	正	決	奇	防	前	後	右	正								
		決	奇	防	前	後	右	正	決	奇	防	前	後	右	正								

陸田 時季ニヨリ水ノ在ル田
 凹道 中低ノ道
 丁字路 丁ノ字ニ交ナル道
 航路 艦船ノ通ル路筋
 麓 高地又ハ山ノ最低下部
 並樹 道路ノ兩側又ハ片側ニ列植セラレシ樹木
 射擊 歩數ニテ距離ヲ測ルコト
 歩測 彈丸ガ砲腔チ出ツルトキ有スル速力
 初速 彈丸ガ目的ニ當リタルコト
 命中 照準線ノ向
 照準點 照準線ノ向
 照準點

陰路 兩側ノ通リ
 十字路 十字ニ交ナル路
 頂界線 高地ノ頂面ト斜面トノ界
 暗礁 海中ニ隠レタル岩
 生籬 竹又ハ種々ノ樹木ニテ出來タル垣
 谷 高地ト高地トノ間ノ低キ土地
 器測 肉眼ニテ距離ヲ推測スルニト
 存速 距離測器ヲ以テ距離ヲ測ルコト
 照準 彈丸ガ先方ニ達セシトキ有スル速力
 集射 彈丸ガ先方ニ達セシトキ有スル速力
 集射 彈丸ガ先方ニ達セシトキ有スル速力

凸道 中高ノ道
 三又路 三ツ又ノ道
 小徑 細キ道
 堆土 高クナリ居レルモ極メテ低キ土地
 堤防 水ノ溢レザル様河川ノ兩側ニ築キシ土堤
 目標 敵兵又ハ目標ノ距離或ハ彈着有様ヲ測定スルコト
 觀測 彈丸ガ物體ニ中リテ之ヲ突キ貫ク力
 徹力 照尺ノ中央ヨリ照準線ヲ見通ス線
 照準線 照尺ノ中央ヨリ照準線ヲ見通ス線
 照準線 照尺ノ中央ヨリ照準線ヲ見通ス線
 照準線 照尺ノ中央ヨリ照準線ヲ見通ス線

監視 敵ヲ見張ルコト
 後衛 本隊ノ後方ヲ掩護シテ行進スル部隊
 縱陣 艦隊ガ前後ニ列ビタル形
 旗艦 艦隊司令長官ノ乗組メル軍艦
 封鎖 港灣ノ出入口ヲ塞グコト
 擊沈 敵艦チ撃チ沈メルコト
 蔽地 森林耕作物等ニテ見通ノ出來メ土地
 不齊地 起伏地
 臺地 山ノ頂キニアル廣キ土地
 徒涉場 水ノ中チ歩イテ通レル處
 森林 森ノコト
 獨立家屋 一新家ノコト

駐軍 行進チ止メテ一處ニ停マルコト
 側衛 本隊ノ側方ヲ掩護シテ行進スル部隊
 橫陣 艦隊ガ左右ニ列ビタル形
 嚮導 艦隊ノ先頭ニ在ル軍艦
 強過 砲台ノ射撃チ省ミズシテ通過スルニト
 地形 砲台ノ射撃チ省ミズシテ通過スルニト
 平地 廣ク平ナ
 波狀地 波ノ様ニ高低アル土地
 鞍部 二ツノ山ノ交ハル處
 渡船場 船渡シナル處
 林縁 林ノ端
 集團家屋 集リタル家

前衛 本隊ノ前方ヲ掩護シテ行進スル部隊
 哨戒 駐軍ノ警戒
 陣形 艦隊ガ斜メニ列ビタル形
 艦尾 艦隊ノ後尾
 艦首 艦隊ノ先頭
 開闊地 見通シノ出來ル土地
 起伏地 高低アル土地
 高地 高キ土地
 右岸 川下ノ方ニ向ヒ其ノ右チ岸
 左岸 川上ノ方ニ向ヒ其ノ左チ岸
 梁橋 橋ノコト
 村落 村ノコト
 水田 常ニ水ノ在ル田

要 跳

飛 擊
跳彈ニ全シ

齊

發
一齊射撃

跳

彈
一度地ニ落チタル彈丸ガ更ニ跳キ反テ飛ブヲ云フ

附 録

海軍志願兵

海軍志願兵とは海軍兵役に服することを望む人を云ふのであつて、此の人々の願出により相當の検査をして後、海軍兵籍に編入せらるゝものを云ふのである、それで、海軍志願兵として徵募される種類は、

- 一、水兵
- 二、軍學生

- 三、木工
- 四、機關兵
- 五、看護
- 六、主厨

此の六種である、然して、志願兵として届出する資格のある者は、

- 一、水兵、機關兵は満十七歳から、二十六年未滿の者でなければならぬ。
 - 二、木工、看護、主厨は満十七歳から二十六歳未滿の者に限られてある。
 - 三、軍學生は満十六歳以上満十九歳未滿の者でなければならぬ。
- それから斯う云ふ條項に當る人は何歳になつても志願する資格はない。
- 一、陸軍の豫備役中の人。
 - 二、徵兵令第二十八條に當る人。
 - 三、禁錮以上の刑に處せられ又は賭博犯の處分を受けた事のある人。

四、刑事被告人。

五、復権を得ざる家資分散者、若くは其相續人。

六、身代限りの處分を受け、まだ債務の辨償を終らざる者、又は其人の相續人。

之れ以上の人は志願しても採用されない次に斯う云ふ條項がある。

一、身體健全ならざる者。

二、品行方正でない者。

三、無教育の者。

四、前の項目以外の事で海軍軍人として適當でないと認められた人。

之等の人も採用されないのです。

志願手續

海軍志願兵の募集は毎年地方長官、即ち縣知事から一般に其の採用される兵種と、

人員の定限を發表される其時其の試験期日や場所も示される事になつて居る、然し志願者だからと云つて勝手に望み通りに行くかぬかは試験の認定に定まる者で、大概の者ならば先づ這入れるとした者であるが海軍志願兵の志願種類即ち、水兵とか機關兵とか、軍學生とか木工とか主厨とか、看護とか云ふ六種の者を毎年採用される者ではない、部内の都合によつては今年に軍學生は人員が揃つて居るから翌年にするとか或は主厨が大分足りないから本年は普通年度より多く採用されるとか云ふやうに毎年其採用種類又は人員に變つて行くのであるから其れを心得て居て貰いたい、其處で志願者は夫を認めて初めて、自分は水兵、自分は木工と、各自思ひに市區又は町村の役場に願書を作つて届出るのである、然しそれは普府縣知事の所へ右市區町村長の手を経て差出すのである、採用期日は目下の處は十二月中に願書を出し、そして後試験を受けて翌年の六月に合格者は入團すると云ふ事になつて居るのである、元より志願兵は各自管轄内の兵團に入る事になつて居るのですが、軍學生だけは横須賀

海兵團へ行く事になつて居る。

身体検査

身体検査は採用になつて後検査を受けるのです、先づ身体検査を受ける前日には必ず風呂に入つて清潔にし散髪をして髪を短くする事が必要です。

検査を受けるには豫て指定してある時刻を違へないやうに行かねばならぬ、之れは舊幕時代と違つて、今は時間の人間です、一分一秒の其間には如何なる出来事が起きるかも知れない、殊に軍人など云ふものは最も時間が大切で、一分相違した爲めに幾萬の兵を殺さねばならぬとか、或は一秒間早かつた爲めに大層易く城を奪ふ事が出来たとか云ふ事は頻々としてあるのですから、約束時間を違へない、指定された時間を確く守ると云ふ事は人間生活上、苟も大正の人物とし、最も大切な事柄であるから何うか之れは確實に守つて貰ひたい、其處で検査場に行つたら定められた所に居て

呼出しを待つて居る、スルト順々に検査が初まる、身体が强健で、精神に異状がなく、身長、體重、胸圍、年令の制規、兵種、それ等の事についてそれ／＼検査があるのです、然し其の最初呼出された時間内に來ない者は、もう駄目な人だと見られて居ますので何う云ふ理由を申立てても再び其處で検査を受ける事は出来ません、但し検査官が時としては甲地から乙地の検査場に移し、其處迄行けば許可される事もあります、夫れは勿論乙地に行くにしても旅費及、宿泊料等は自辨ですが、處によつては市區町村費として補助して呉れる所もあるそうです。

検査の程度

水兵は機關兵と同じです、年令は十七年未滿の者が身の長け五尺一寸五分、體量が十二貫五百目、胸の圍りが二尺五寸七分以上である、それから十八歳未滿の者は、身の長けが五尺一寸七分、體量が十二貫七百目、胸の圍りが二尺五寸七分以上、十八歳

以上のものは身の長け五尺二寸、體量が十三貫目、胸の圍りが二尺六寸以上である。
第二は木工と、主厨である、之れが十七歳以上で身の長け五尺、體量は十三貫、胸の圍りが二尺五寸五分以上であります。看護は水兵機關兵と同じ事ですから別に云ひませぬ。

一八〇

第三番の軍學生、之れは十七歳未満であつたら身體五尺、體量十二貫目、胸圍二尺五寸以上であつて、十七歳以上の者は身長五尺一寸、體量十二貫五百目、胸圍二尺五寸五分以上、十八年以上は身長五尺二寸、體量十三貫目、胸圍二尺六寸です、これは各自年齢によつて異ひますが、大体はこんな者です。

不合格者

一、身長が制規に達せぬ者。
二、不合格になる人は大抵こんな者です。

二、身體の諸所に傷の跡があるとか、或は病氣其他身體に事故がある爲めに、發育の出來てない部分があるとかする者。

三、胸圍擴張の不足とか、又は肺の活量が不足であるとか、視力が不完全であるとかトラホームであるとかいふ者は駄目です。

四、耳の完全でない人、齒數が不足である者、或は梅毒、痲病其他生殖器病、腋臭、其他、肌病、肺、胃、腸、心臟等の異常である人は採用にならないのです。

其處で今一つ云つて置くのは木工とか機關兵とか云ふ者は、元志願前に一年以上木工又は鍛冶をやつて居た人でなければ採用されません。それで夫れ等に志願する人は試験前に當つて市區町村長から證明書を貰つて出さねばなりません。

合格者心得

検査に合格したからと云つて必ず其年に採用される者だと思ふのは間違ひです。

然し採用されるのは體格、學術に於て甲乙に別けてあるから、順々に所要の人員採用され餘つた人員は翌年に廻はされる事がある其處で其年に入團する者には左の如き合格證書と云ふ者を市町村長から配付される事になつて居るのです。

合格證書(用紙八ツ切)表書

第何海軍徵集區

府(縣)郡(市)區町(村)

氏名

右檢査合格ニ付此證書ヲ附與ス

大正 年 月 日

何鎮守府兵事官

氏名 ④

(同裏面)

心得

- 一、此ノ合格證書ハ海軍志願兵ヲ志願シ身體檢査ヲ受ケ合格シタルモノニ附與ス
- 二、此ノ證書ノ有効期限ハ大正 年 月 日迄トス故ニ此ノ期限内ニ何時採用證書ヲ附與セラル、モ速ニ受領シ得ル様常ニ居所ヲ明ニナシオクヘシ
- 三、此ノ證書ヲ受ケタルモノハ體格ニ於テ海軍志願兵ニ適スルコトヲ認メラレタルニ過キス愈採用スルトキハ更ニ採用證書ヲ附與ス故ニ合格證書ヲ受ケタルノミニテ早計ニモ自己ノ職業ヲ放擲スル様ノコトアルヘカラス
- 四、海軍志願兵ニ採用サレ海兵團ニ入團スルトキハ必ス此ノ證書ト採用證書

トヲ携帶スヘシ

若シ證書ヲ紛失又ハ毀損シタルトキハ市町村長ヲ經テ更ニ下渡ヲ鎮守府兵
事官ニ請求スヘシ

五、海軍志願兵ニ採用サレ入團ニ際シテハ再ヒ身體檢査ヲ施行ス

此ノ檢査ニ不合格ノ者ハ採用ヲ取消サレ此等ハ多ク自己ノ不攝生、不行跡
ヨリ起ル結果ニシテ其ノ志望ヲ達シ得サルノミナラス大ナル不面目ナリ故
ニ各自攝生ヲ重シ操行ヲ謹ミ健康ヲ保ツコトヲ注意スヘシ

六、海軍志願兵ハ左ノ年齢ヲ超過セサル限リ幾回モ志願スルコトヲ得

水兵、機關兵ハ二十一歳迄 軍學生ハ十九歳迄

木工、看護、主厨ハ二十六歳迄

七、海軍志願兵タラン者ハ學術ノ素養ナカルヘカラス豫テ修業ヲ心掛クヘシ

(採用證書)

第何海軍志願兵徵募區

府(縣)郡(市)町(村)住

氏 名

右海軍兵水(又ハ何々)ニ採用徵募ス

大正 年 月 日

何 鎮 守 府 印

(同裏面)

心 得

一、此ノ證書ハ海軍志願者中採用スヘキモノニ附與ス

二、此ノ證書ヲ有スル者ノ入團期日ハ大正 年 月 日トス

- 三、此ノ證書ハ入團ノトキ携帯スヘシ
- 四、採用入團ノ達アルモ傷痍、疾病或ハ犯罪其ノ他ノ事故ニ依リ入團シ難キトキハ本人若ハ家族ヨリ市町村長ヲ經テ鎮守府司令長官ニ願出ヘシ
- 五、入團ニ際シ父母ノ疾病危篤或ハ死亡ノ爲メ入團延期ヲ願ハントスル者ハ市町村長ノ奥書證印ヲ受ケタル書面(父母疾病危篤ノ者ハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ)ヲ以テ鎮守府司令長官ニ願出ヘシ
- 六、此ノ證書ヲ失ヒ若ハ損傷シタルトキハ市町村長ヲ經テ更ニ下波ヲ鎮守府兵事官ニ請求スヘシ
- 七、入團ノ爲メ旅行スルモノ此ノ採用證書ヲ示セハ汽車乗車賃ヲ減價セラル、故各自ハ出發前ニ於テ豫メ採用證書ノ謄本(裏面ノ心得書ハ寫シ採ルニ及ハス)ヲ作り乗車驛ノ出札掛員ニ差出スヘシ但シ該謄本ト共ニ採用證書ノ端末ニ「自某驛至某驛」ト記入シ出札掛員ノ認印ヲ受クヘシ

斯う云ふ合格書を受けた人は次の採用證書を何時發せられるかも知れないから、例令他所に轉宅するにも、又は旅行する時にも、必ず市町村長に其の行先き地を届出して置かねばならぬ。

合格者は前に掲げた證書を配付されるからすぐに判る譯である、其處で夫れを受取つたら、先づ一番に入團期日を見る事が必要である、それは前に述べたやうに順々になつてから今年入團するのもあれば、又明年入團するものもある、然し入團後再び身體検査があるから其時に落選して歸される人が出来る、そうなるも明年入團する等の證書を受けて居る人から不意に今年入團するやうに命せられる事がある、それで例令明年入團する筈の人でも仲々油断はならないのである、一旦検査を受けて折角合格してヤレ嬉しやと思ふ間に、品行が悪いか、或は病氣が起つたとか云ふ事の爲めに歸郷を命せられるのは誠に自身に取つて遺憾千萬でもあり又不名譽である、苟も、擡々軍艦に乗り込んで軍務に服する海軍軍人のなすべき事でないから、お互に充分素行を

一八八
慎しみ、身體の健全を計つて毫も、そんな事のないやう常に心懸けるのが何より肝要である。

それから入團するに當つて不幸にも病氣に罹つたとか、又は種々の自由の爲めに何うしても入團されないと云ふ場合には入團期日を延期して貰ふ事が出来る、但し此の願出では二十日間以内であつて、それから上は許されない事になつて居る、で、其の規則は採用證書の裏書にある通りです。

身體検査場へ行く時は旅費は凡て自辨であるが、入團する時の旅費は官から供給されますから其の心算でお行でなさい。

海兵團

海兵團と云ふのは、陸軍で云へば營所である、之れは海軍も陸軍も餘り異なつた所はない兵營が幾棟もあつて兵員はその中に住む、練兵場もあれば酒保もある、それで

海兵團の職務と云ふのは即ち海軍兵の養成所であつて其の職員は團長が一名（海軍大佐）副長が一名（海軍中佐）でそれから下級は分隊長が大尉分隊長が中尉、少尉其の他は機關長、軍醫長主計長と云ふ具合にそれ／＼受持の人々が居る、之が海兵團の編成である。

入團心得

入團する時は陸軍兵と大差はない、着て行つた着服は皆着控へて國へ送歸するのである、其の他の日用品は酒保にある、又軍用品は一切官から給與されるのであるから金の必要と云ふは誠に僅かな者だ、それであるから入團其日より一日六錢づゝの日給を貰はうから結構にやつて行ける譯である、そして何れにしても同じだが海兵團では凡て相對同志に品物又は金の貸借と云ふ事は固く禁じられてあるから、充分に心得て居らねばならぬ。

海兵團内の生活状態

海兵團内の生活は陸軍の營内生活と大差はないが、然し艦艇内の乗組員がやることを教へる所だから、例令兵舎であつても艦艇に乗つて居る時のやうな氣持ちで居らねばならぬ最初入團したら、先づ一番に自分々々入籍番號と云ふ者を云はれる、自分の番號は何番である、之れは或る場合に於ては自分の姓名であると固く心に忘れないやう覺へて居く、衣囊も釣床も、人の者と間違ひのないやうにして置かねばならぬ、衣囊と云ふのは帆布綿で作つた服を入れる袋である、それから釣床と云ふのは之も帆布綿で作つたもので釣床の事である、釣床は前後を高く釣られ其の中に藁蒲團を敷き、白色の毛布が三枚乗せてある、夜に入つて消燈喇叭の音が嚙曉として響くと兵も下士も皆各自の釣床に這入つて寝るのであります、それから食事は一つの食卓に八人位團を作つて食事をする、これには必ず食卓長と云ふのが一人宛付いて居る、病氣になつ

たら教員に願出でて診斷を受ける、其他の事はすべて船の中に生活すると同様であるから其の心算で居ればよい。

團内の起居

凡て一概には行かないが、朝の起床は夏季であつたら大概五時半である、六時三十分朝の食事をし、八時から十一時まで、それらの仕事をして、十一時四十五分になつて晝食をする、午後になると一時三十分から三時三十分迄仕事をして、四時十五分に夕食をする、六時十五分に寝る準備をして置く事になつて居るのである、然し冬季に入れば朝は夏より一時間位遅く起きる、晩はまた一時間ほど早く寝ます、之れが海兵團内の起居の時間である。

海軍兵の教育

總論

入團した新兵は、それ／＼受持ちの教員について學科を納めるのであるが、其の科目は各科によつて違ふ、然し違はないものは勅諭の奉讀と講話、姿勢、上官の官氏名、武官の階級、服制、勳章、記章の種類及其の起因、各兵種の識別、同性能、敬禮方、海兵團内規則、衣服の着裝方、釣床取扱方、衣囊、手箱等の事に關する事等である。然し先づ第一番に軍人として大切な者は、畏くも、明治天皇陛下から下し賜ひし勅諭の五ヶ條、讀方の七ヶ條即ち之れより大切な者はないのであるから、夫れは第一番に教へられる、其外に關しては不動の姿勢とか或は、精神教育とか云ふ事は陸軍と異りはないのであるが、之から各兵科に就て教へられるべき事柄を詳しく話して見やう

一、水兵

陸軍では入營した初めが二等卒である如く海軍は入團した初めは五等水兵である。先づ其の學科に就ては漸次話す事にすが、砲術、運用術、之れが本科として教ふべき事柄であるそれから、別科としては讀書、習字、作文、登橋方、體操、和船漕方、塗具使用法大要、手旗信號、裝填術、命令傳達法、水泳之れ等の事柄である、教育期限は六ヶ月以内になつて居る、其の間に斯う云ふ學科を教授される事になつて居る、其處で之等の學科の終りに於て卒業試験が行はれる、それに及第すれば一級上つて即ち四等水兵と云ふ者になる、随つて軍艦に乗り組んで種々の作業に従事すると云ふ事になるのである、それで軍艦に乗り組んだら何んな事をするかと云つたら大砲を使用して敵の艦隊を狙撃し、又は水雷艇隊を撃ち碎き、砲臺を破り、或は、潜航艇を打ち沈める等の事柄である、其他に於ては水雷艇に乗りて敵艦を襲撃し、又は港の入口に

水雷を布設したり、水道に故障を作つたり、時には小銃とか野砲とかを携へて敵壘に踊り込み小銃を撃つ、野砲を以つて狙撃する等實に勇ましい動作計りた、それから運送船によつて運ばれて来た陸軍兵の上陸を容易ならしめる爲め應援射撃をしたり、或は其他萬般の事に便宜を興へる等の事を常に教練されて居るのであつて、其外には軍艦内外の掃除や手入、或は保存等の事を務めて居るのである。

又規則によつて、砲術及水雷術、信號術、其他喇叭術或は電信術等の練習をする事も出来る、で、それ等の事業を卒業すれば、卒業證書を貰い其上相當の加俸が給せらるのである。

一、軍樂生

軍學生は最初五等軍學生と云ふ階級である教授される科目は、實際的音樂、學理的音樂此の二科目である、別科は體操、徒手教練、船體船具の重なる名稱、編船漕方、

和船漕方、手旗信號、命令傳達、水泳、先づこんな者である、教育期限は前水兵と同じく六ヶ月であつて、横須賀海兵團で教授されるのである、で、之れも學期の終りに卒業試験が行はれ、首尾よく及第したものは四等軍學生に進む事になつて居る、それで以て普通科練習生と云ふ者になつて尙海兵團で十ヶ月練習を受けると卒業の上は司令官以上が乗つて居られる旗艦又は其他の海兵團に配員される、それで軍學生の職務と云ふのは、戦時に於ては折々此の劇院たる軍學を吹奏して大に軍人の士氣を振はせると云ふのが其の眼目とする處である、然し又一面には戦團中に於て彈藥を運ぶとか或は敵弾に倒れた死者又は負傷者を運搬する事もある。

平時にあつては、儀式の時、或は敬禮の時祭禮の時、貴賓響應の席に列なつて、夫れ々その樂譜を吹奏する事もある、斯くして次第に進級すると、二等軍學生と云ふ者になる、それを上ると特修科練習生、或は専科練習生となるのである、で、それ等を卒業すれば證書を授與され相當の加俸を給せられる事になつて居る。

三、木工

木工は入團の最初は五等木工と云ふ階級である、教育される科目は本科は工業、潜水術、武科、別科は讀書、作文、算術、體操、船体船員の重なる名稱、和船の漕方、命令傳達方、水泳等であつて、之も六ヶ月以内にして海兵團で教授される事になつて居る、學期の終りに試験を行はれ、及第すれば四等木工と云者になる、同時に練習生を命せられ六ヶ月の後練習を卒業してから初めて軍艦又は團隊に補充されるのであるが、其の職務は軍艦又は水雷艇、其他海軍に使ふ處の船を修理するのである。それだから平時に於てよく軍艦の構造又は其他の器械を忘れないやうにして置かんと困る場合が幾つもある、例令へば戦闘既に酣になり、彈丸は雨霰の如く飛んで来て遂に軍艦の腹部を打貫かれる、海水は遠慮容赦なく浸入して來ると云ふやうな場合に至つて間誤々々として居ると何んな事になるかも知れないと云ふやうな場合に至つて、扱

四、機關兵

道具は何うした、何う云ふ名稱だつたか夫れも忘れたと云ふやうな事では薩張り役に立たない、そう云ふ場合には直ぐに時を移さず其の海水を防ぎ止めて安全に戦争が繼續されるやうにするのが木工の役目である、又艦内には唧筒が備付けてある、それでその唧筒は何時でも使用されるやうして置く事が必要である、諸君も御承知の如く、よく船には火災が起るものである、殊に戦争中は敵彈が彈藥庫に命中したりなんかして、それが爲めよく火災を起す場合がある、夫れ等の爲めに之の唧筒が備付けられてあるのだから平時の時から常に使用の出来るやうにして置かねばならぬ、其他の事としては潜水術の事である潜水器の使用等の事もよく心得て置かねばならぬ、其處で二等木工以上になると、規則によつて船匠術練習生となる事が出来る、で、それを卒業すると、證狀を授與され、相當の加俸を給せられる事になつて居る。

入團の最初は五等機關兵である、教育される科目は、本科は機關術、工業、武科此の三科目が本科であつて、別科は讀書、作文、體操、習字、船艦の名稱、船具の重なる名稱、端船の漕方、和船漕方、手旗信號、水雷術、命令傳達方、水泳等である、教育期限は六箇月以内であつて、矢張り海兵團内で教授される事になつて居る、學期の終りに試験が行はれ及第者には四等機關兵と云ふ階級に進むのであつて軍艦、或は團隊に補充される、其の職務は尤も重大なる任務であつて、水雷艇を動かすのに缺ぐべからざる、蒸氣汽罐小機關の取扱をなし戰團中に於ては軍艦も水雷艇も、皆速力を増加する事が尤も必要である、昔、帆走軍艦を使用した時代は水兵の仕事であつたが世が文明につれて、今は何萬何千噸と云ふ山のやうな大きな軍艦が蒸氣汽罐の力によつて一時間二十七八節或は何節と云ふ速力を以て渺茫たる海洋を航海する時代となつた今日、此の任務は全く機關兵のものに移されたのであるから汽罐の火を焚くも、水を注ぐも、油を澱ぐものも、尤も機關兵がよく熟練して置かなければならぬ、今日は何

事も機械の世だ、機關兵が機關の運轉如何によつて軍艦の生命は何うにでもなるのであるから、之に對して、熟練と研究が最大の必要條件でなるのだ、で、平時は其の稽古に従事し、時としては木工と同じく軍艦の小修理をなし或は水雷艇の修繕もやる、其外機關部又は魚雷及發動機、兵器類の小修理もする事になつて居る、そこで二等機關兵以上に進級すると、規則によつて水雷術及機關術の練習をする事が出来る、卒業の上は證書を授與され相當の加俸を給せらる事になつてゐる。

五、看護

入團最初は五等看護と云ふ階級である、教育科目は本科が解剖學、生理學、藥劑學、繙帶術、看護術、患者運搬方、武科、之の七科目である、別科は讀書、作文、習字、算術、體操、船體船具の重なる名稱、端船漕方、和船漕方、命令傳達、水泳等である、教育期限は同じく六ヶ月以内であつて、患者運搬法、武科及別科は海兵團で教授され

るが其他は凡て海軍病院に於て教授される事になつて居る、學期の終りに試験がある
それを及第すると四等看護と云ふ階級を進み、衛生に關する事は海兵團で教授され、
軍艦團隊に配員されるのである、戦時に於ては軍醫官の助手として一般軍人の救護に
努め、よく懇切を旨として病氣又は負傷者の爲めに、看護の看護たる職務を盡し、平
時にあつては醫術、調劑、及衛生の練習をなし、そして次第に進級して三等看護に進
んだら規則によつて看護術の練習を爲すことが出来る、卒業の上は證狀を授與され相
當の加俸を給せられる事になつてゐる。

六、主 厨

入團當時は五等主厨と云ふ階級である、教育科目は本科が割烹術、普通學、武科此
の三科目である、別科は體操、船體船具の重なる名稱、端船の漕方、和船の漕方、命
令傳達、水泳等先づ之れ位のものであつて、教育期限は六ヶ月以内である、科目は凡

て海兵團に於て教授せられ學期の終りに試験を行ひ、及第者には四等主厨となるので
ある、それから軍艦團隊等に補充せられるので、其の職務とするものは糧食の給與、
炊事であつて戦争中に於ては其の一部員は負傷者運搬の役をせねばならぬ、二等主厨と
云ふのになつたら、規則によつて經理學校練習生となつて實務を練習する事が出来る
そして、それを及第したら證狀を授與され相當の加俸を給せられるのである。

以上は凡て志願兵の六種類である、然して其内容の詳しい事、假令へば水兵に於け
る、砲術との、運用術とか、或は機關兵の機關術とか工業とか云ふものは追次説明す
る事にするが、扱て海軍と云ふものは以上の如く、實に男として勇ましい仕事ばかり
である、何しろ相手が渺茫たる海洋の眞唯中でやる仕事で、如何に大きな軍艦でも此
等の大いなる海洋に比べると實に微々たる者で象の身體に蟻が止まつたやうにもない
のである、一朝にして風雲荒れ、暴風躍然として吹き荒ぶ間、波浪は實に萬丈山の如
く撞と寄せる白浪を蹴立て、逆巻く波の其上に此の小さな一葉の扁船とも云ふべき船

が慕進しつゝあるのに、海軍兵は克く堅忍不拔の精神を以て軍務に服せなければならぬのであるから、實に勇ましいではないか日本は四面海を以て圍らされた島國である男子たる者はよろしく海軍思想がなくてはならぬは勿論海軍軍人に限らず一般國民でもそうであるが、殊更ら海軍はそうだから、克く忠にして國家を保護し、上には一天萬乗の君を戴き奉り、一身以て國に盡すと云ふ念慮を以て充分此の職務に當らなければならぬそれであるから水兵は水兵、機關兵は機關兵、木工は木工、看護は看護、軍樂生は軍樂生、主厨は主厨としての職務を全ふする、己れの職務を完全に履行すると云ふ事は尤も大切である、これは皆に海軍軍人のみに限らず一般國民でも同じ事で、上 天皇陛下より下萬民に至る迄、自己の職分を全ふする、己れの本分を遺憾なくやつてのけると云ふ事は一番人として大事な事柄である、彼の亞米利加のスマイルズと云ふ學者が云ふた事には、人間の尤も高尚でそうして清らかな人と稱すべきものは、己れの本分を全ふする事である、上 大元帥より下今日六尺棒を擔いて其日

暮しの生計を營む人でも、自己の妻子なり將た眷屬なりを充分よく保育し安全の地に置いて行く人は最も高尚な人である、人間の高尚と云ふものは美服を着てるから何うとか或は容貌が奇麗だからとか云ふ事では決してなく、己れの職分をよく守ると云ふのが、之れぞ尤も高尚な人である、と、云つて居るではないか、假令身は五等の階級に居る軍人でも其れ一職分を守つて行く上に付いては實に高尚な人と云はねばならぬ、殊に海軍はそうである、限りある人員が艦に乗つて各自割宛てられてある仕事は皆之れ緊要な事柄ばかりである、機關兵にして自己一朝の誤りから眞空の良否の検査を怠つたとか其他の事柄によつて故障を起すと云ふ事になれば、實に之れ一艦の運命消長に關する事件である、それについて何科の兵に限らず、凡て受持の軍務に忠實ならん事を呉々も此處に言つて置くのである。

そこで、前に云ふた各兵科の末項にある相當の加俸と云ふものは何う云ふものであるかと左にそれを示して見やう。

進級

入團した兵は孰れも最初は五等卒である、そこで教育期限即ち六ヶ月間の修業を了つて四等卒になるのである、四等卒になつたら、軍艦、又は團隊に配置される、それから停年に至つて、夫れ／＼進級するのですが、それには各何れ丈の年月を要するかと云へば、斯う云ふ具合になつて行く。

進級	停年	表	海上勤務	若ハク	陸上勤務
四等水兵	四ヶ月半	全			
三等水兵	四ヶ月半	全			
二等水兵	四ヶ月半	全			
其他ノ四等卒ヨリ三等卒ニ進ムニハ	四ヶ月半	全			
二三等卒ヨリ一、二等卒ニ進ムニハ	六ヶ月	全			八ヶ月
一等卒ヨリ三等下士ニ進ムニハ	一ヶ月	全			一年四ヶ月
三等下士ヨリ二等下士ニ進ムニハ	一ヶ月	全			一年四ヶ月
二等下士ヨリ一等下士ニ進ムニハ	一年六ヶ月	全			二年

階級

然しながら此表以外に、斯う云ふ場合に立至らば、停年の如何に關はらず、進級する事がある。
一、敵前に於て武功拔群を奏したる時。
二、戦時に於て人員多く缺乏し進級の規定を履む能はざる時。
右の場合にはズーツと進む事が出来るのである。

一等下士ヨリ准士官ニ進ムニハ	二ヶ月	全	二年八ヶ月
准士官ヨリ兵曹長及同相当官ニ進ムニハ	二ヶ月	全	二年八ヶ月
技倆拔群ニシテ六ヶ年ヲ超エタルモノヨリ選拔任用			
備考 兵曹長及機關兵曹長ハ特選ニ依リ中尉及機關中尉ニ進級セシムルモノトス			
戦時事變ニ際シテハ本表進級年數ノ定規ヲ履マズ期限ヲ半限シ又々試験ヲ行ハス進級セシムルコトアリ			

海軍軍人の階級はと云へば、大別して四種に分けてある。

二〇六
將校、將校相當官、准士官、下士卒之れだけである、夫れで將校と云ふのは、大將
中將、少將、大佐、中佐、少佐、大尉、中尉、少尉、兵曹長、之れだけが將校と云ふ
のである。

將校相當官と云ふのは、機關、軍醫、藥劑、主計、造船、造兵、水路、船匠長之を
相當官と云ふのである、其處で斯う云ふ人々は何んな服裝をして居るかといへば。

腕章

中	大	少	中	大
佐	佐	將	將	將
小線三條	小線四條	大線二條小線一條	大線二條小線二條	大線二條小線三條

少	大	中	少	兵	少尉	准士官
佐	尉	尉	尉	曹長	候補生	士官
小線二條平線一條	小線二條	小線一條平線一條	小線一條	小線一條鈕三個	平線一條	鈕三個

相當官には各々定められた色の小線に付けられてある。

相當官の定色

機關官	紫色	軍醫	赤色	主計官	白色
造船官	藍色	造兵官	海老色	水路官	青色

之んな者である。
それから五等卒から次第に上つて行く順序は、斯う云ふ風であるから左に表を示して置く。

少尉同官	准士官	一等下士	二等下士	三等下士	一等卒	二等卒	三等卒	四等卒	五等卒
高等官	判任一等	判任二等	判任三等	判任四等	一等水兵	二等水兵	三等水兵	四等水兵	五等水兵
兵曹長	上等兵曹	一等兵曹	二等兵曹	三等兵曹	一等軍樂生	二等軍樂生	三等軍樂生	四等軍樂生	五等軍樂生
軍樂長	軍樂師	一等軍樂手	二等軍樂手	三等軍樂手	一等木工	二等木工	三等木工	四等木工	五等木工
船匠長	船匠師	一等船匠手	二等船匠手	三等船匠手	一等機關兵	二等機關兵	三等機關兵	四等機關兵	五等機關兵
機關兵曹長	機關兵曹	一等機關兵曹	二等機關兵曹	三等機關兵曹	一等看護	二等看護	三等看護	四等看護	五等看護
看護長	看護師	一等看護手	二等看護手	三等看護手	一等主厨	二等主厨	三等主厨	四等主厨	五等主厨
筆記長	上等筆記	一等筆記	二等筆記	三等筆記					

服務規則
現役

現役の下士卒は引續いて再役をする事が出来るのであつて再役と云ふのは三年を一期としてある、それから再役をしようとする人物は、現役満期四ヶ月前に所屬隊長の手を経て鎮守府司令長官に届出ねばならぬ事になつて居るが其の再役を志願する人は豫て現役中精神堅固、身體強健、品行方正、技藝優良等の者でなければならぬ、つまり下士の人が再役をしたら准士官になれるだけの資格があり、兵卒の人が再役をしたら下士になるだけの資格のある人でなければ採用されないものである。

事故

現役中定まつた年月の間に於て斯う云ふ事をした人は、その期間内だけ長く現役を勤めねばならぬ。
一、懲役又は禁錮の刑に處せられて入監して居る日數。
二、逃走して居た間の日數。
三、所在不明中の日數。

斯の如き事をした人は、それだけ期間を勤めねばならぬ、それから今度は。

二一〇

現役免除

現役免除と云ふのは現役服務中、現役を免除されるのであつて、こう云ふ事柄に當つた人々である。

一、貧乏であつて其人が家に居らねば何うしても生活が出来ない、即ち其人が居れば一家の者は皆餓死をせねばならぬと云ふやうな人。

二、現役中怪我をしたり、又は病氣が起きたりして其の爲めに現役の嚴務に堪ふる事の出来ないと認められた人。

三、七年間所在不明になつて居る人。

四、戦争の場合に於て沈没した艦船中に在る人、又は死亡の原因たるべき危難に會ひ戦争止みたる後、又は軍艦が沈没した後、尙三年の月日を経つても其人の所在が判らない人。

五、現役に服したる期間に於て交々悪い事をして刑罰を受け尙且又自分を顧みずして改悛せない人。

之等の條項に當つた人は、市町村長、又は病院長、其外所屬隊長の認定によつて、鎮守府司令長官に申出で、其長官から現役を免除されるのである。

歸休兵

歸休兵とは現役中に歸郷を命せられる者であつて、之れは所屬隊長の手を経て海軍大臣の認可を受けて命せられるのである、其處で歸休になつた人は、故郷に歸つても外國へ其期間中は旅行する事は出来ないのである。

豫備役、後備役

現役を終つた其の日から即ち豫備役である豫備役に編入された人は七日以内に兵營地又は兵團地を出發し、一日の行程十里より尠からざる日數間に故郷に歸り、歸つた上では七日の内に市長又は町長の手を経て今迄居た所の鎮守府の人事部長に歸郷の届

二一一

を出さねばならぬ、それから豫備役、後備役の人が怪我をして一生涯軍務に堪へられぬ不具者になるとか、又は酷い病氣に罹つて、到底永久軍務に従ふ事の出来ない人は海軍軍醫官の診断書又は地方醫師の病狀書を添へて市町村役場に出しそして、鎮守府司令長官に届出るとそれによつて豫備役後備役を免除されるのである。

戸籍異動

豫備、後備の下士卒が戸籍に異動が出来た時は履歴表を添へ、十四日以内に市町村長の手を経て、元在籍鎮守府の人事部長に届出ねばならぬ、それから豫後備役中の下士卒が左の條項に當る事をした時は十四日以内に其戸主又は家事を擔當する人から、之又市町村長の手を経て鎮守府の人事部長に届出をせなければならぬ。

- 一、豫後備役中の者死亡したる時。
- 二、豫後備役中の者所在不明になつた時。
- 三、所在不明であつた者が分明した時。

四、所在不明中戸籍に異動が出来た時。

五、法律に觸れて刑罰に處せられたる時。

但し此の場合には刑名、刑期、確定判決ありたる日及、執行猶豫の有無を明かに記して出さねばならぬ。

右の場合に於て家を監督する人の居ない時には市町村長から當該人事部長に届出でなければならぬ。

簡閱點呼

鎮守府長官は左の條目に當る人に對しては簡閱點呼を許す事が出来る、但し本人から市町村長の證明書を貰つて鎮守府司令長官に願出でなければならぬ。

- 一、余人を以て代ふべからざる職務に當つて居る人。
- 二、市町村長又は助役、收入役。
- 三、法律によつて定められたる議會の議員但し之は議會の開會中に限る。

四、外國に旅行して居る人。
斯う云ふ條項の人が點呼を免除されるのである。

懲罰

豫備、後備の人が召集を受けて出頭しない時は、それ／＼の罰に處せられる。

一、正當の事由なくして召集を缺きたる場合。

二、召集中逃走してしまつた時。

三、豫後備役中禁錮以上の刑に處せられたる時。

四、犯罪の爲め召集を缺きたる場合。

等であつて、之れ等の人々には夫々刑罰に處せられる。

軍艦の起源

我國昔の軍艦と云ふは、唯多數の陸兵を搭載して戦争をするに過ぎなかつた、處が

一番商船等へも時折は海賊などが襲來して危害を加へるので之を防遏する爲めに多少の武備を整へて居たものであつた、であるからして軍艦と商船との差異は殆ど同一のものであつた。然るに時代は時代を追ひ人智の發達するに従つて軍艦をして漸次改良に歩を進め、種々特殊の裝置を設け又其の使用の目的に依り數多の器具、器械を改良し漸く今日の旺盛を見るに至つたのである。

尤も我國では其の昔、豊臣秀吉公が朝鮮征伐に赴きし以來、海戦は全く跡を絶ち徳川幕府の時代に至つて此處に大船禁制令と云ふ掟を下した。其の爲めに益々造船術は失墜してしまつて、頓に退歩の悲運に會つた次第である。

其處で我帝國は四海環海の其中に居て、全然海上の働きと云ふ者は當時よりして没交渉の國であつた、然るに歐米各國はと云へば益々海上の權威を振ふ其の爲めに、孜孜汲々として其發達を計り、世界の權勢を握らんと期した次第であつた、處で歐米各國が其の軍艦に就て腐心した其の要徑を示して見ると斯うである。

二一六

昔日歐米の戦艦は唯風力を利用し帆を以つて操縦し、鐵砲を以つて戦闘をやつて居た、然るに其後蒸氣機關を應用する事となり大に振つて造船術の進歩を計り、種々考案を廻らして居た、處が果して十九世紀の中年に至つては無論木船ではあるが、先づ第一番に英國から「ライン、オフ、パツトルシップ」(主戦艦)と云ふ戦艦の主力を成すものが現はれた、夫れから今度は第二種として「フリゲート」と云つて前者より稍輕快にして速力早き現今で言へば巡洋艦と同一の任務に就くべきものが出來た、夫れ以來は陸續として港灣防備に任むべきものや、或は小型にして速力本意の者等、種々雑多なる型を作つて、益々進歩發達を計つて居た、處が十九世紀の後半に至つて初めて造船材料として木材に代ゆるに鐵鋼の應用、蒸氣機關の改良發達、甲鐵の採用及其材質の改良、兵器彈藥の進歩等絶へず、軍艦の構造及種類の變遷を促し、従つて一方名稱の如きも漸次改良して今日の如き、戦艦、巡洋戰艦、巡洋艦、砲艦など云ふ名稱に改められた次第である、處が一千八百七十年頃に至つて水雷艇が出現した、尙

引續いて其後千八百九十二年に水雷驅逐艦と云ふものが創製せられ益々軍艦の種類は多種多面、實に複雑なものになつてしまつた、夫れにして潜水艇が現はれたのだ、之の起源は頗る古い者で現時の潜水艇の原型は千八百八十年佛蘭西及北米合衆國に於て發明せられたものであつた、然るに其後著しく改良された結果、現今の如く大洋を自由に出没し暴威を逞しふするに至つたのである。

されば之より各國の軍艦對照表を列記して參考までに示して置かう。

各國弩級戰艦比較表 (大正五年末調)

國名	隻數	排水量	備考
日本	八	二〇三〇〇	
英吉利	三三	七五八〇〇	
佛蘭西	一九	四一九〇〇	
獨逸	一九	四四八〇〇	
阿利加	七	四五六〇〇	

露伊	露伊
西太	西太
亞利	亞利
七	七
一六〇四〇〇	一六〇五〇〇

各國巡洋戰艦比較表 (大正五年末調)

露伊	阿獨	英日
西太	米利	吉本
亞利	加逸	利本
四〇〇	七〇	八
一六〇〇〇	一七〇〇〇	一六七〇〇
一	一	二六二〇〇
二八〇〇〇	一七〇〇〇	

各國巡洋艦比較表 (大正五年末調)

日本	三	一四八五〇
----	---	-------

露伊	阿獨	佛英
西太	米利	蘭吉
亞利	加逸	西利
六	六	三
三九〇〇〇	一四五〇〇	二一
	六二五〇	七五〇
		二〇九三〇〇

驅逐艦 (大正五年末調)

伊米	獨佛	英日
太國	蘭西	吉本
利國	逸西	利本
二六	六	七
八九〇〇	三六〇〇	二八〇〇
六七〇〇	三三〇〇	三六九〇
三三	四	二
三三〇〇	二九〇〇	一五〇〇
二	二	一
三三〇〇	二九〇〇	一〇七二〇〇
		三六〇〇

露西亞 一 六二七〇〇〇 一 六一六四〇〇〇

一一〇

潜航水雷艇 (大正五年末調)

國名	隻數	排水量	排水量未知ノモノ
日本	三	二二〇〇	五隻
英吉利	九	三九四〇〇	八隻
阿利加	五	二二二〇〇	
佛蘭西	三	三六〇〇〇	
獨逸	三	二五〇〇〇	
露西亞	三	七〇〇〇	三隻
伊太利亞	三	二八〇〇	六隻

(終)

帝國軍艦

最新の調査になりたる帝國軍艦名及び、諸機關左の如し。

二生	三伊	四鞍	五金	六比	七様	八霧
駒	吹	馬	剛	觀	名	島
同廿九年	同廿九年	同廿九年	同廿九年	同廿九年	同廿九年	同廿九年
〇七五	〇六四	〇六四	〇五七	〇五七	〇五七	〇五七
二四〇〇〇	二四〇〇〇	二四〇〇〇	二四〇〇〇	二四〇〇〇	二四〇〇〇	二四〇〇〇
廿一哩七	廿一哩七	廿一哩七	廿一哩七	廿一哩七	廿一哩七	廿一哩七
時二	時二	時二	時二	時二	時二	時二
時七	時七	時七	時七	時七	時七	時七
時七	時七	時七	時七	時七	時七	時七
四門	四門	四門	四門	四門	四門	四門
十二門	十二門	十二門	十二門	十二門	十二門	十二門
十六門	十六門	十六門	十六門	十六門	十六門	十六門
水中二門	水中二門	水中二門	水中二門	水中二門	水中二門	水中二門

戦艦として價值少なきもの

一沖	二見	三壹
島(捕)	島(捕)	岐(捕)
明治廿九年	同廿七年	同廿一年
四一	四七	九六
〇五七	〇五七	〇五七
十六哩	十六哩	十五哩半
八時乃至三	八時乃至三	六時乃至三
時	時	時
六時乃至	八時乃至	十六時乃至
十門	十門	十二門
四速砲	四速砲	四速砲
七時	七時	七時
ナシ	ナシ	ナシ

露光量違いの為重複撮影

知

最新の調査になりたる帝國軍艦名及び、諸機關左の如し。

帝國軍艦

伊太利	露西亞
三	三
二八〇	七〇〇
六隻	三隻

番號	艦名	年進	號水	噸排	數水	馬力	速力	水線部裝	防禦甲板	主砲防禦	主砲	副砲	魚形水管
一	丹後(捕)	明治廿九年	一〇九	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十七	九時五十分	三	五時	十二門	十二門	ナシ
二	宮島	明治廿九年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十七	九時五十分	三	五時	十二門	十二門	ナシ
三	敷島	明治廿九年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十七	九時五十分	三	五時	十二門	十二門	ナシ
四	朝日	明治廿九年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十七	九時五十分	三	五時	十二門	十二門	ナシ
五	相模(捕)	明治廿九年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十七	九時五十分	三	五時	十二門	十二門	ナシ
六	周防(捕)	明治廿九年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十七	九時五十分	三	五時	十二門	十二門	ナシ
七	前防(捕)	明治廿九年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十七	九時五十分	三	五時	十二門	十二門	ナシ
八	笠置	明治廿九年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十七	九時五十分	三	五時	十二門	十二門	ナシ
九	石見(捕)	明治廿九年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十七	九時五十分	三	五時	十二門	十二門	ナシ
一〇	取島	明治廿九年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十七	九時五十分	三	五時	十二門	十二門	ナシ
一一	鹿島	明治廿九年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十七	九時五十分	三	五時	十二門	十二門	ナシ
一二	薩摩	明治廿九年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十七	九時五十分	三	五時	十二門	十二門	ナシ
一三	安藝	明治廿九年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十七	九時五十分	三	五時	十二門	十二門	ナシ
一四	河内	明治廿九年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十七	九時五十分	三	五時	十二門	十二門	ナシ
一五	播磨	明治廿九年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十七	九時五十分	三	五時	十二門	十二門	ナシ
一六	扶桑	明治廿九年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十七	九時五十分	三	五時	十二門	十二門	ナシ
一七	山城	明治廿九年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十七	九時五十分	三	五時	十二門	十二門	ナシ
一八	伊予	明治廿九年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十七	九時五十分	三	五時	十二門	十二門	ナシ
一九	日向	明治廿九年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十七	九時五十分	三	五時	十二門	十二門	ナシ

(備考) (捕)トアルハ日露戰役ニ於テ捕獲シタルモノナリ

巡洋戰艦

番號	艦名	年進	號水	噸排	數水	馬力	速力	水線部裝	防禦甲板	主砲防禦	主砲	副砲	魚形水管
一	筑波	明治廿八年	一〇三	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二十一	九時	三	五時	十二門	十二門	水中二門
二	生駒	明治廿八年	一〇三	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二十一	九時	三	五時	十二門	十二門	水中二門
三	伊弉	明治廿八年	一〇三	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二十一	九時	三	五時	十二門	十二門	水中二門
四	鞍馬	明治廿八年	一〇三	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二十一	九時	三	五時	十二門	十二門	水中二門
五	金剛	明治廿八年	一〇三	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二十一	九時	三	五時	十二門	十二門	水中二門
六	比叻	明治廿八年	一〇三	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二十一	九時	三	五時	十二門	十二門	水中二門
七	榛名	明治廿八年	一〇三	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二十一	九時	三	五時	十二門	十二門	水中二門
八	霧島	明治廿八年	一〇三	一〇〇	一〇〇	一〇〇	二十一	九時	三	五時	十二門	十二門	水中二門

戰艦として價值少なきもの

番號	艦名	年進	號水	噸排	數水	馬力	速力	水線部裝	防禦甲板	主砲防禦	主砲	副砲	魚形水管
一	沖島(捕)	明治廿九年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十六	八時	三	四時	十二門	十二門	ナシ
二	鳥島(捕)	明治廿九年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十六	八時	三	四時	十二門	十二門	ナシ
三	三笠(捕)	明治廿九年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十六	八時	三	四時	十二門	十二門	ナシ

(終)

露光量違いの為重複撮影

知

伊露 太西 利亞	三三	七〇〇 二八〇〇	三隻 六隻
----------------	----	-------------	----------

帝國軍艦

最新の調査になりたる帝國軍艦名及び、諸機關左の如し。

番號	艦名	年進	水號	噸排	數水	馬力	速力	水線部裝	防禦甲板	主砲防禦	主砲	副砲	魚形水雷
一	丹後(捕)	明治廿九年	九	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十七	九時乃至十五時	三時	五時乃至十時	十二門	六門	ナシ
二	富	明治廿九年	一〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十八	八時乃至十時	三時	六時乃至十時	十二門	六門	水中四門
三	數	明治廿九年	一〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十八	八時乃至十時	三時	六時乃至十時	十二門	六門	水中四門
四	朝日	明治廿九年	一〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十八	八時乃至十時	三時	六時乃至十時	十二門	六門	水中四門
五	相模(捕)	明治廿九年	一〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十八	八時乃至十時	三時	六時乃至十時	十二門	六門	水中四門
六	周防(捕)	明治廿九年	一〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十八	八時乃至十時	三時	六時乃至十時	十二門	六門	水中四門
七	肥前(捕)	明治廿九年	一〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十八	八時乃至十時	三時	六時乃至十時	十二門	六門	水中四門
八	三笠	明治廿九年	一〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十八	八時乃至十時	三時	六時乃至十時	十二門	六門	水中四門
九	石見(捕)	明治廿九年	一〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十八	八時乃至十時	三時	六時乃至十時	十二門	六門	水中四門
一〇	香取	明治廿九年	一〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十八	八時乃至十時	三時	六時乃至十時	十二門	六門	水中四門
一一	鹿島	明治廿九年	一〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十八	八時乃至十時	三時	六時乃至十時	十二門	六門	水中四門
一二	薩摩	明治廿九年	一〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十八	八時乃至十時	三時	六時乃至十時	十二門	六門	水中四門
一三	安藝	明治廿九年	一〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十八	八時乃至十時	三時	六時乃至十時	十二門	六門	水中四門
一四	河内	明治廿九年	一〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十八	八時乃至十時	三時	六時乃至十時	十二門	六門	水中四門
一五	攝津	明治廿九年	一〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十八	八時乃至十時	三時	六時乃至十時	十二門	六門	水中四門
一六	桑城	明治廿九年	一〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十八	八時乃至十時	三時	六時乃至十時	十二門	六門	水中四門
一七	山扶	明治廿九年	一〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十八	八時乃至十時	三時	六時乃至十時	十二門	六門	水中四門
一八	伊勢	明治廿九年	一〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十八	八時乃至十時	三時	六時乃至十時	十二門	六門	水中四門
一九	日向	明治廿九年	一〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十八	八時乃至十時	三時	六時乃至十時	十二門	六門	水中四門

(備考) (捕)トアルハ日露戰役ニ於テ捕獲シタルモノナリ

巡洋戰艦

番號	艦名	年進	水號	噸排	數水	馬力	速力	水線部裝	防禦甲板	主砲防禦	主砲	副砲	魚形水雷
一	筑波	明治廿九年	一〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	廿一	七時	七時	七時	十二門	六門	水中二門
二	生駒	明治廿九年	一〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	廿一	七時	七時	七時	十二門	六門	水中二門
三	伊弉	明治廿九年	一〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	廿一	七時	七時	七時	十二門	六門	水中二門
四	鞍馬	明治廿九年	一〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	廿一	七時	七時	七時	十二門	六門	水中二門
五	金剛	明治廿九年	一〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	廿一	七時	七時	七時	十二門	六門	水中二門
六	比叻	明治廿九年	一〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	廿一	七時	七時	七時	十二門	六門	水中二門
七	榛子	明治廿九年	一〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	廿一	七時	七時	七時	十二門	六門	水中二門
八	霧島	明治廿九年	一〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	廿一	七時	七時	七時	十二門	六門	水中二門

戰艦として價值少なきもの

一	沖島(捕)	明治廿九年	四	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十六	八時乃至十時	三時	六時乃至十時	十二門	六門	水中二門
二	見島(捕)	明治廿九年	四	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十六	八時乃至十時	三時	六時乃至十時	十二門	六門	水中二門
三	壹岐(捕)	明治廿九年	四	一〇〇	一〇〇	一〇〇	十六	八時乃至十時	三時	六時乃至十時	十二門	六門	水中二門

(終)

裝甲巡洋艦 (一等)

番號	艦名	年進	水線部裝	防禦甲板鋼鐵の厚	主砲防禦鋼鐵の厚	主砲 (何吋)	副砲 (何吋)	魚形水管發射管
一	淺間	明治卅一年	七	二吋半	六吋	八吋速砲四門	六吋速砲四門	水上四門
二	常盤	同	七	二吋半	六吋	八吋速砲四門	六吋速砲四門	水上四門
三	出雲	同	七	二吋半	六吋	八吋速砲四門	六吋速砲四門	水上四門
四	磐手	同	七	二吋半	六吋	八吋速砲四門	六吋速砲四門	水上四門
五	雲霧	同	七	二吋半	六吋	八吋速砲四門	六吋速砲四門	水上四門
六	阿蘇	同	八	二吋半	七吋	八吋速砲二門	六吋速砲二門	水中二門
七	阿蘇	同	八	二吋半	七吋	八吋速砲二門	六吋速砲二門	水中二門
八	春日	同	八	二吋半	七吋	八吋速砲二門	六吋速砲二門	水中二門
九	春日	同	八	二吋半	七吋	八吋速砲二門	六吋速砲二門	水中二門

輕巡洋艦

番號	艦名	年進	水線部裝	防禦甲板鋼鐵の厚	主砲防禦鋼鐵の厚	主砲 (何吋)	副砲 (何吋)	魚形水管發射管
一	代田	明治廿二年	五	二吋	六吋	四吋速砲四門	三吋速砲四門	水中二門
二	橋立	同	五	二吋	六吋	四吋速砲四門	三吋速砲四門	水中二門
三	嚴島	同	五	二吋	六吋	四吋速砲四門	三吋速砲四門	水中二門
四	秋津	同	五	二吋	六吋	四吋速砲四門	三吋速砲四門	水中二門
五	須磨	同	五	二吋	六吋	四吋速砲四門	三吋速砲四門	水中二門
六	明石	同	五	二吋	六吋	四吋速砲四門	三吋速砲四門	水中二門
七	千代	同	五	二吋	六吋	四吋速砲四門	三吋速砲四門	水中二門
八	笠置	同	五	二吋	六吋	四吋速砲四門	三吋速砲四門	水中二門
九	津	同	五	二吋	六吋	四吋速砲四門	三吋速砲四門	水中二門
〇	宗谷 (捕)	同	五	二吋	六吋	四吋速砲四門	三吋速砲四門	水中二門
一	新	同	五	二吋	六吋	四吋速砲四門	三吋速砲四門	水中二門
二	對馬	同	五	二吋	六吋	四吋速砲四門	三吋速砲四門	水中二門
三	音羽	同	五	二吋	六吋	四吋速砲四門	三吋速砲四門	水中二門
四	最上	同	五	二吋	六吋	四吋速砲四門	三吋速砲四門	水中二門
五	淀	同	五	二吋	六吋	四吋速砲四門	三吋速砲四門	水中二門
六	利根	同	五	二吋	六吋	四吋速砲四門	三吋速砲四門	水中二門
七	矢野	同	五	二吋	六吋	四吋速砲四門	三吋速砲四門	水中二門
八	平	同	五	二吋	六吋	四吋速砲四門	三吋速砲四門	水中二門
九	筑	同	五	二吋	六吋	四吋速砲四門	三吋速砲四門	水中二門

大正六年六月一日印刷
大正六年六月十日發行

海軍須知

定價金四十錢

著作

武揚社編輯部

發行

大阪府東區北久寶寺町四丁目五十一番地
藤谷長吾

不許
製復

印刷

大阪府四區新町北通二丁目二十五番屋敷
河上貞次郎

發行所

大阪府東區北久寶寺町四丁目
(振替大阪二七八五番)
大阪府東區上本町一丁目
(振替大阪二九四五〇番)
京都市外深草師團前
(振替大阪二七九二番)

崇文館書店
文武堂書店
武揚社書店

電話 東二二〇番
電話 南六五四七番
電話 伏見三三八番

318

358

終

